

○厚生労働省告示第五十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、名称、代表者の氏名及び登録検査機関の製品検査を行う事業所の名称について次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

令和元年七月二日

厚生労働大臣 根本 匠

1 食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の名称の変更

変更後の登録検査機関の名称	変更前の登録検査機関の名称	変更の日
ビューローペリタスエフイーエー シー株式会社	株式会社エフイーエーシー	平成三十一年四月一日

2 食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の代表者の変更

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
公益財団法人島根県環境 保健公社	森本 紀彦	小村 明弘	平成三十年六月二十五日

3 食品衛生法第四条第九項の登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称の変更

登録検査機関の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の名称	変更の日
ビューローペリタスエフ イーエーシー株式会社	ビューローペリタスエフ イーエーシー株式会社	株式会社エフイーエー シー	平成三十一年四月一日
一般財団法人ボーケン品 質評価機構	一般財団法人ボーケン品 質評価機構 大阪認証・ 分析センター	一般財団法人ボーケン品 質評価機構 大阪事業所	平成三十一年四月一日